

## (3) 生活指導・進路指導

## ア 生活指導

- ・ いじめ、不登校の早期発見、早期対応、早期解消に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し相談機能の充実を図る。また、特別支援教育コーディネーターを中心に月1回の校内委員会において指導方針の共通理解を図るとともに、学校教育支援センター等関係機関と連携し早期対応・早期解消に努める。
- ・ 「清明小学校いじめ防止基本方針」に基づき、教職員全体で未然防止、早期発見、早期対応ができるよう組織的に学校全体で取り組む。
- ・ 生活指導上配慮を要する児童について共通理解を図るため、特別支援教育研修会・生活指導夕会・生活指導全体会・支援会議・不登校対策委員会等を設定する。
- ・ SNS清明小ルールを各学級で随時確認する時間を設け、ルールに従った使い方をしていることを確認するとともに、学校全体で新たな問題の未然防止に努める。
- ・ 学年の発達段階に応じ計画的に取り組み、必要に応じて外部講師を招聘した「薬物乱用防止教室」「不審者対応教室」「飲酒・喫煙防止教室」「情報モラル（ネット安全教室）」「セーフティ教室」や避難訓練を実施する。
- ・ 年3回（6月、12月、2月）にアセスを実施し、スクールカウンセラーと連携し、児童一人一人の学級での適応感を把握し、学級経営や不登校、いじめの未然防止に生かす。
- ・ 地域や家庭と連携し、基本的な生活習慣（挨拶・言葉遣いなど）を身に付けさせ、自主性・自律性・規範意識を育てる。
- ・ 児童が悩みを抱えた時に、いつでも誰にでも相談できる雰囲気と体制をつくるとともに、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるため、SOSの出し方に関する教育を年間指導計画に位置付け、実施する。

## イ 進路指導

- ・ キャリア教育年間指導計画に従い各教科や領域等を通し、日常の学習の中で児童一人一人が自分の能力やよさに気づき、自己の可能性を追究する態度を育てる。
- ・ 社会科や生活科、総合的な学習の時間を中心に、地域社会との連携を図り、ゲストティーチャーによる講話や体験学習、見学を通して、働く人の姿に触れることにより、キャリア教育を実践し、将来に向けての自己実現への啓発を行う。
- ・ 「キャリア・パスポート」を活用し、学習や活動の内容を記録し振り返らせると共に、次年度に向けての見通しをもたせる。

## (4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

## ア 学校全体としての指導

## (ア) 特別支援教育の充実に関わること

- ・ 児童一人一人の実態と特性に応じて状態の改善及び調和的な発達を図り、学校生活における不適応状態の改善を目指す。
- ・ 特別支援教育研修会、支援会議、校内委員会、副籍交流等の運営を特別支援コーディネーターが中心となり組織的に行い、児童の情報の共有化を図り、組織を挙げて一致した指導体制を作る。
- ・ 教員間における指導方法の共通理解を図り、ユニバーサル・デザインを取り入れた授業改善に取り組み、児童にできる喜びと分かる楽しさを味わわせる指導を推進する。
- ・ 支援会議、校内委員会等で必要に応じて外部関係機関・保護者とも連携して支援を行う。
- ・ 児童や保護者の願いを踏まえ、児童・保護者と学校、関係機関が連携し、卒業後まで一貫した支援を行っていけるよう、学校生活支援シートを作成し、適宜記入、見直しを行い、活用を図っていく。

## (イ) 帰国児童・生徒や外国人児童・生徒の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- ・ 日本語習得状況を把握し日本語指導が必要な児童には校内委員会を開き、保護者と連絡を取り、速やかに日本語指導へつなぐ。
- ・ 給食や体育等における宗教的な背景の違いによる配慮すべきことは、保護者と事前に相談を行い、受け入れ初期に共通理解を図っておく。
- ・ 来日前の就学、学習経験について把握し、教科の学習から生活指導、食事や余暇の過ごし方まで広範囲に指導する。
- ・ 保護者への連絡が言葉の壁等で難しい場合は、日本語指導担当と連携し連絡を取り、児童がスムーズに学校生活を送れるようにする。

## 第3表の2

### (ウ) 不登校児童・生徒への配慮に関わること

- ・ 連続して3日以上欠席及び月ごとの欠席状況から不登校が疑われる児童には担任が家庭訪問を行い、状況を把握するとともに不登校相談担当者を中心に管理職・担任・スクールカウンセラー等で構成する不登校対策委員会を開き、家庭や関係機関と連携をとり役割分担を明確にし、組織的に対応する
- ・ 週1回の家庭訪問を実施し、児童の生活や学習の様子を把握するとともに、学校での学習等について支援を行う。
- ・ 「登校支援シート」を活用し、確実な引継を行う。
- ・ いじめ、不登校の早期発見、早期対応、早期解消に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し相談機能の充実を図る。

### イ 特別支援教室における指導及び配慮事項

#### (ア) 自立活動

- ・ 児童一人一人実態を的確に把握し、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする6区分27項目より必要な項目を設定する。
- ・ 個別指導と小集団指導を適切に取り入れ、対人関係を改善して情緒の安定を図る。
- ・ 学校生活や社会生活への適応を目指し、社会性の伸長を図る。

#### (イ) 配慮事項

- ・ 個に応じた支援（合理的配慮）を踏まえ、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成・活用し、必要な教材を工夫し、学ぶ力を育てる。
- ・ 学校生活支援シート及び個別指導計画の指導目標・内容・手立てを定期的に評価し、指導の充実を図る。
- ・ 特別支援教室専門員、巡回臨床発達心理士、教育相談室等の専門機関と連携し、児童の実態や変容の把握に努める。